2　広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　広報に関すること（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。
二　環境省の所掌事務に関する相談に関すること。
3　広報室に、室長を置く。

（削る）

（削る）

（削る）

3　広報室は、広報に関する事務（地球環境局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
4　政策評価室及び広報室に、室長を置く。

（循環型社会推進室及びリサイクル推進室）

第三条　廃棄物・リサイクル対策部企画課に、循環型社会推進室及びリサイクル推進室を置く。
2　循環型社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　循環型社会形成推進基本計画（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第十五条第一項に規定する計画をいう。）に関すること。
二　循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会（循環型社会形成推進基本法第二条第一項に規定する循環型社会をいう。以下同じ。）の形成に関して講じた施策に関する報告並びに政府が当該報告に係る循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書に関すること。
三　前二号に掲げるもののほか、企画課の所掌事務に係る循環型社会の形成に関する事務に関すること（リサイクル推進室の所掌に属するものを除く。）。
3　リサイクル推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること並びに独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う業務に関することを除く。）に限る。）。
二　環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの（以下「基準等」という。）の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」という。）に関すること。
4　循環型社会推進室及びリサイクル推進室に、室長を置く。

（災害廃棄物対策室及び浄化槽推進室）

第四条　廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課に、災害廃棄物対策室及び浄化槽推進室を置く。
2　災害廃棄物対策室は、災害廃棄物（災害により生じた廃棄物をいう。）の適正な処理に関する事務（企画課及び産業廃棄物課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　浄化槽推進室は、浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関する事務をつかさどる。
4　災害廃棄物対策室及び浄化槽推進室に、室長を置く。

（適正処理・不法投棄対策室）

第五条　廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課に、適正処理・不法投棄対策室を置く。
2　適正処理・不法投棄対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。）の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること（貿易管理に関するものを除く。）。